

清掃業務処理要領

この要領は作業の大要を示すもので、受託者は本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、北海道立北見高等技術専門学院長（以下「学院長」という。）が美観又は建物の清掃管理上必要と認めた作業は、委託料の範囲内で誠意をもって処理するものとする。

1 基本事項

- (1) 作業の実施に当たっては、学院長の指示を受けること。
- (2) 作業を、北見高等技術専門学院（以下「学院」という。）の業務に支障のないよう能率的に実施するため、作業要員を適正に配置すること。
- (3) 作業実施中、庁舎内の施設及び備品等を破損した場合又は破損箇所を発見した場合は、直ちに学院長に報告すること。
- (4) 作業の実施に当たっては、下記事項について十分注意すること。
 - ア 塵埃を飛散させないこと。
 - イ 清掃器具類の取扱に注意し、工作物、備品等を損傷しないこと。
 - ウ 火気の取扱には十分注意し、特に消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7号に規定する危険物のうち、同法別表第1に掲げる発火性又は引火性を有する危険物は絶対に使用しないこと。
 - エ 電気、水道の使用に当たっては、極力その節約に努めること。
 - オ 委託業務を実施するために借用した鍵は、慎重に取り扱い、作業の実施に必要な時間と場所に限って使用すること。
 - カ 使用した機器及びモップ類等については、受託者の責任において整備、洗浄等を行い、その保守及び整理整頓に努めること。
- (5) 委託業務実施に当たり、施設又は設備等に故意又は過失により損害を与えたときは、受託者の責任において原状回復するものとする。
- (6) その他、細部の事項については、学院長と協議すること。

2 施設等の鍵の使用

- (1) 学院長は、受託者が委託業務を処理するために要する施設等の鍵を、電子キー（機械警備用）1個とし、受託者に供与するものとする。
- (2) 受託者は、供与を受けた鍵について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (3) 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに供与を受けた鍵を学院長に返還しなければならない。
- (4) 受託者は、供与を受けた鍵が不用となったときは、速やかに学院長に返還しなければならない。

3 費用負担

業務の処理に必要な資材及び機材等は、一切受託者の負担とする。
ただし、次のものについては受託者に提供及び供与するものとする。

- (1) 委託業務の処理に直接必要とする光熱用水
- (2) ゴミ収集に必要なゴミ袋
- (3) トイレットペーパー
- (4) 環境清掃（草刈り等）に必要な機器等
- (5) 冬期間の玄関前等の除雪に必要な機材等

4 作業箇所（別紙4「清掃業務仕様書」による）

清掃作業対象及び面積は、別紙1「清掃箇所等一覧」及び別紙2「清掃箇所平面図」のとおりとする。

5 作業方法

（1）日常清掃

ア 日常清掃は、別紙3「庁舎清掃業務実施予定表」（以下「予定表」という。）により指定された日に、図面等により指定された箇所について、別紙4「清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき作業を実施するものとする。

作業は、執務室（学院長室及び職員室）については8時まで、それ以外の日常清掃箇所については11時までの間に完了させるものとする。

ただし、配置人員等により時間内に委託業務が完了する場合はこの限りではない。

イ 作業を実施したときは、その実施結果について、別記2号様式「清掃作業実施報告書」により、学院長に報告すること。

（2）定期特別清掃

ア 作業実施箇所及び時期

予定表及び仕様書に基づき、図面等により指定された箇所について実施すること。

実施時期については8月に実施し、実施日時については、学院長と受託者が協議の上決定する。

イ 報告等

（ア）作業の実施前に、作業工程、人員配置及び使用資材名等を記載した別記1号様式「清掃業務作業計画書」（以下「計画書」という。）を学院長に提出すること。

（イ）作業実施後は、別記3号様式「定期清掃等作業実施報告書」（以下「報告書」という。）を学院長に提出し、学院長が確認を行うこととし、洗浄等が不十分であると判断した場合は、再実施を命ずることがある。

（3）外部清掃等

ア 原則として、予定表及び仕様書に基づき、業務を行うこととする。

イ 草刈りについては、7月から9月までの期間のうち、学院長が指示する日に行うこととし、刈り取った草は、学院長の指定する場所に集積すること。なお、刈払作業の際は、柵等周囲の建造物や車両を損傷することのないよう十分注意するとともに、刈り取った草は、草地や舗装部分に残ることのないよう配慮すること。

ウ 敷地内を巡回し、ゴミ拾い及び落ち葉拾いをし、集めたゴミは学院長の指定する場所に搬出すること。

エ 冬期間の玄関前等の周辺、構内通路、駐車場など、学院長が指示する箇所を人力で除雪すること。

オ 作業を実施したときは、その実施結果について、報告書により、学院長に報告すること。

カ その他上記に付随した学院長の指示する業務を行うこと。

（4）その他

1 (4) カのモップ類等の洗浄については、学院の訓練生が使用するモップ類も含むものとし、洗浄の時期、回数等については、学院長と受託者と協議のうえ決定する。

6 報告義務

受託者は、契約締結後に、作業時間、作業手順等を記載した計画書を学院長に提出すること。